

開発行為の許可申請等手数料

「横手市手数料条例」より

開発行為許可申請手数料			
(1) 自己居住用 ・開発行為を施行する主体自らが生活の本拠として使用する ことをいい、自然人に限る。	0.1	ha未満	8,600 円
	0.1 ~ 0.3	"	22,000 円
	0.3 ~ 0.6	"	43,000 円
	0.6 ~ 1	"	86,000 円
	1 ~ 3	"	130,000 円
	3 ~ 6	"	170,000 円
	6 ~ 10	"	220,000 円
	10	ha以上	300,000 円
(2) 自己業務用 ・当該建築物等の中において継続的に自己の業務に係る 経済活動が行われることであり、次に掲げるもの ゴルフ場、ホテル、旅館、結婚式場、会社自ら建設する工場、 工場内の福利厚生施設、保険組合・共済組合の行う宿泊施設、 レクリエーション施設、モータープール（時間貸しなど管理 事務所のあるもの）学校法人の建設する学校	0.1	ha未満	13,000 円
	0.1 ~ 0.3	"	30,000 円
	0.3 ~ 0.6	"	65,000 円
	0.6 ~ 1	"	120,000 円
	1 ~ 3	"	200,000 円
	3 ~ 6	"	270,000 円
	6 ~ 10	"	340,000 円
	10	ha以上	480,000 円
(3) その他（非自己用） ・(1)(2)以外のもの 会社が従業員のために行う寮・社宅の建設、組合が組合員に 譲渡するための住宅、別荘、賃貸住宅 自己の業務に係る営業資産であっても自らが使用しない、分 譲住宅、賃貸住宅及び分譲宅地、貸事務所、貸工場、貸店舗、 貸倉庫	0.1	ha未満	86,000 円
	0.1 ~ 0.3	"	130,000 円
	0.3 ~ 0.6	"	190,000 円
	0.6 ~ 1	"	260,000 円
	1 ~ 3	"	390,000 円
	3 ~ 6	"	510,000 円
	6 ~ 10	"	660,000 円
	10	ha以上	870,000 円
開発行為変更許可申請手数料			
変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を 合算した額。 （その額が87万円を超えるときは87万円）	ア. 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合 を除く）については、開発区域の面積（イに規定する 変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、 開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区 域の面積）に応じ新規許可申請手数料に10分の1を乗 じて得た額。		
	イ. 新たな土地の開発区域への編入については、新たに編 入される開発区域の面積に応じ新規許可申請手数料と 同額。		
	ウ. その他の変更		10,000 円
用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可申請手数料			46,000 円
開発許可を受けた土地における予定建築物以外の建築等許可申請手数料			26,000 円
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料			
	(1) 自己用	1件	1,700 円
	(2) 自己業務用	1ha未満	1,700 円
		1ha以上	2,700 円
	(3) その他	"	17,000 円
開発登録簿の写しの交付			1枚 470 円